

2022年5月20日

各 位

会社名 株式会社タカミヤ
代表者名 代表取締役会長兼社長 高宮一雅
(コード番号2445 東証プライム市場)
問合せ先 取締役兼執行役員
経営管理本部長 辰見知哉
(TEL. 06-6375-3918)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第54回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び定時株主総会後の経営管理体制につきましては、2022年4月22日付で別途開示しております、「監査等委員会設置会社への移行及び役員の変動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は取締役会の監督機能の強化と透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの皆様のご期待に、より適格に応え得る体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当該取締役との間に責任限定契約を締結するため、現行定款30.の(2)（変更案第33条第2項）を変更するものであります。なお、現行定款30.の(2)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する事項の改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 定款変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
 - ② 改正法の施行に伴い、現行定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記①及び②の新設と削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 上記(1)から(3)までに記載する事項により、定款の条数等を改めるのに加え、定款全体の構成を現在の「項号」から「条項号」に変更するものであります。なお、当該変更は形式面の変更であり、定款の内容変更を伴うものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
	(本文中の番号表記を条項号形式に改定し、以下全条項につき、見出しを「(〇〇〇)」、「1.」、「2.」…を「第1条」「第2条」…、「(1)」「(2)」…を、第1項は表記を省略し、以降の項番号を「2」…、「①」「②」…を「(1)」「(2)」…の表記に改める。)
第1章 総則	第1章 (現行どおり)
1_~4_ (条文省略)	第1条~第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 (現行どおり)
5_~11_ (条文省略)	第5条~第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 (現行どおり)
12_~13_ (条文省略)	第12条~第13条 (現行どおり)
14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(削 除) (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
15_~17_ (条文省略)	第15条~第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 (現行どおり)
18. 取締役会の設置 当社は取締役会を置く。	(取締役会の設置) 第18条 当社は、取締役会を置く。
19. 取締役の員数 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、4名以上15名以内とする。 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。
20. 取締役の選任 (1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 (2) (条文省略) (3) (条文省略) (新設)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき株主総会において補欠の監査等委員である取締役を予選することができる。

現行定款	変更案
<p>21. <u>取締役の任期</u> <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の任期)</u> <u>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議)</u> <u>第22条 会社法第329条第3項に基づく監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、予選決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会決議で予選に係る決議の効力の期間を短縮した場合は、この限りでない。</u></p>
<p>22. <u>代表取締役および役付取締役</u> <u>(1) (条文省略)</u> <u>(2) (条文省略)</u> <u>(3) 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p><u>(代表取締役および役付取締役)</u> <u>第23条 (現行どおり)</u> <u>2 (現行どおり)</u> <u>3 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>23. (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>24. <u>取締役会の招集通知</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>25. (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>26. <u>取締役会の決議の省略</u> <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>27. 取締役会の議事録 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>28. (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>29. 取締役の報酬等 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(取締役の報酬等)</u> 第 30 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>30. 取締役の責任免除 <u>(1) (条文省略)</u> <u>(2) 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>31. 監査役および監査役会の設置 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第 32 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>32. 監査役の数 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>33. 監査役の選任 <u>(1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>34. 監査役の任期 <u>(1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>35. 常勤監査役 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>36. 監査役会の招集通知 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>37. <u>監査役会の議事録</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>38. <u>監査役会規程</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>39. <u>監査役 of 報酬等</u> <u>監査役 of 報酬等は、株主総会 of 決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>40. <u>監査役 of 責任免除</u> <u>(1) 当会社は、取締役会 of 決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。) of 会社法第 423 条第 1 項 of 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>(2) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項 of 賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 (現行どおり)</p>
<p>41. ~ 43. (条文省略)</p>	<p>第 36 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>44. <u>会計監査人 of 報酬等</u> <u>会計監査人 of 報酬等は、代表取締役が監査役会 of 同意を得て定める。</u></p>	<p><u>(会計監査人 of 報酬等)</u> <u>第 39 条 会計監査人 of 報酬等は、代表取締役が監査等委員会 of 同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 7 章 (現行どおり)</p>
<p>45. ~ 47. (条文省略)</p>	<p>第 40 条 ~ 第 42 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(監査役 of 責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当会社は、第 54 回定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関する監査役 (監査役であったものを含む。) of 会社法第 423 条第 1 項 of 賠償責任について、法令の限度において、取締役会 of 決議によって免除することができる。</u> <u>2 第 54 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。) of 行為に関する会社法第 423 条第 1 項 of 賠償責任を限定する契約については、第 54 回定時株主総会 of 決議による変更前定款 40. 監査役 of 責任免除 (2) of 規定に定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則) (電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 第54回定時株主総会の決議による変更前定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定はなお効力を有する。 3 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年6月23日(予定) |
| (2) 定款変更(変更後の第14条を除く。)の効力発生日 | 2022年6月23日(予定) |
| (3) 現行定款14.の削除及び変更後の第14条の新設の効力発生日 | 2022年9月1日(予定) |

以上